

市第 118 号議案

横浜市退職手当条例等の一部改正

横浜市退職手当条例等の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市退職手当条例等の一部を改正する条例

（横浜市退職手当条例の一部改正）

第1条 横浜市退職手当条例（昭和24年8月横浜市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「100分の52.2」を「100分の50.2」に改め、同条第2号中「100分の121」を「100分の118.5」に改め、同条第3号中「100分の220」を「100分の200」に改め、同条第4号中「100分の140」を「100分の142」に改め、同条第5号中「100分の105」を「100分の102」に改め、同条第6号中「100分の92.7」を「100分の78.95」に改める。

第8条第1項第1号中「100分の150」を「100分の139.97」に改め、同項第2号中「100分の148.9」を「100分の134」に改め、同項第3号中「100分の150」を「100分の160」に改め、同項第4号中「100分の130」を「100分の150」に改め、同項第5号中「100分の110」を「100分の82.8」に改め、同条第2項第1号中「100分の100」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の110」を「100分の115.5」に改める。

（横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

の一部改正)

第2条 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年11月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「、新退職手当条例」を「、横浜市退職手当条例」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旧退職手当条例第7条第1号中「100分の52.2」とあるのは「100分の50.2」と、同条第2号中「100分の121」とあるのは「100分の118.5」と、同条第3号中「100分の220」とあるのは「100分の200」と、同条第4号中「100分の140」とあるのは「100分の142」と、同条第5号中「100分の105」とあるのは「100分の102」と、同条第6号中「100分の92.7」とあるのは「100分の78.95」と、旧退職手当条例第8条第1項第1号中「100分の150」とあるのは「100分の139.97」と、同項第2号中「100分の148.9」とあるのは「100分の134」と、同項第3号中「100分の150」とあるのは「100分の160」と、同項第4号中「100分の130」とあるのは「100分の150」と、同項第5号中「100分の110」とあるのは「100分の82.8」と、同条第2項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の95」と、同項第2号中「100分の110」とあるのは「100分の115.5」とする。

（横浜市の県費負担教職員に係る給与負担等に伴う横浜市立学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の整備等に関する条例の一部改正)

第3条 横浜市の県費負担教職員に係る給与負担等に伴う横浜市立

学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の整備等に関する条例（平成29年3月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「おける新退職手当条例」を「おける横浜市退職手当条例」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旧退職手当条例第7条第1号中「100分の52.2」とあるのは「100分の50.2」と、同条第2号中「100分の121」とあるのは「100分の118.5」と、同条第3号中「100分の220」とあるのは「100分の200」と、同条第4号中「100分の140」とあるのは「100分の142」と、同条第5号中「100分の105」とあるのは「100分の102」と、同条第6号中「100分の92.7」とあるのは「100分の78.95」と、旧退職手当条例第8条第1項第1号中「100分の150」とあるのは「100分の139.97」と、同項第2号中「100分の148.9」とあるのは「100分の134」と、同項第3号中「100分の150」とあるのは「100分の160」と、同項第4号中「100分の130」とあるのは「100分の150」と、同項第5号中「100分の110」とあるのは「100分の82.8」と、同条第2項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の95」と、同項第2号中「100分の110」とあるのは「100分の115.5」とする。

（横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部改正）

第4条 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「1,000分の464」を「1,000分の448

」に改め、同項第2号中「1,000分の357」を「1,000分の345」に改め、同項第3号中「1,000分の125」を「1,000分の121」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市退職手当条例、第2条の規定による改正後の横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、第3条の規定による改正後の横浜市の県費負担教職員に係る給与負担等に伴う横浜市立学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の整備等に関する条例及び第4条の規定による改正後の横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

提 案 理 由

国との均衡を考慮して、退職手当の額を引き下げするため、横浜市退職手当条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市退職手当条例（抜粋）

$$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$$

（普通退職の場合の退職手当の基本額）

第7条 次条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職した日におけるその者の給料月額に、その者の勤続年数を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を合計して得た額とする。

(1) 9年以下の期間については、1年につき $\frac{100 \text{ 分の } 50.2}{100 \text{ 分の } 52.2}$

(2) 10年以上19年以下の期間については、1年につき $\frac{100 \text{ 分の } 11}{100 \text{ 分の } 12}$
 $\frac{8.5}{1}$

(3) 20年以上24年以下の期間については、1年につき $\frac{100 \text{ 分の } 20}{100 \text{ 分の } 22}$
 $\frac{0}{0}$

(4) 25年以上30年以下の期間については、1年につき $\frac{100 \text{ 分の } 14}{100 \text{ 分の } 14}$
 $\frac{2}{0}$

(5) 31年以上34年以下の期間については、1年につき $\frac{100 \text{ 分の } 10}{100 \text{ 分の } 10}$
 $\frac{2}{5}$

(6) 35年以上については、1年につき $\frac{100 \text{ 分の } 78.95}{100 \text{ 分の } 92.7}$

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第8条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者、公務上の傷病（地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3第1級から第3級までに掲げる身体障害を残す程度の傷病に限る。）により退職した者、公務上死亡した者、定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で、横浜市一般職職員の定年等

に関する条例（昭和58年3月横浜市条例第6号）第4条の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。以下同じ。）又はこれに準ずる理由で退職した者で市長が特に必要と認めたものに対する退職手当の基本額は、退職し、又は死亡した日におけるその者の給料月額に、その者の勤続年数を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を合計して得た額とする。

- (1) 10年以下の期間については、1年につき $\frac{100 \text{ 分の } 139.97}{100 \text{ 分の } 150}$
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき $\frac{100 \text{ 分の } 13}{100 \text{ 分の } 14}$
 $\frac{4}{8.9}$
- (3) 21年以上25年以下の期間については、1年につき $\frac{100 \text{ 分の } 16}{100 \text{ 分の } 15}$
 $\frac{0}{0}$
- (4) 26年以上31年以下の期間については、1年につき $\frac{100 \text{ 分の } 15}{100 \text{ 分の } 13}$
 $\frac{0}{0}$
- (5) 32年以上の期間については、1年につき $\frac{100 \text{ 分の } 82.8}{100 \text{ 分の } 110}$

2 前項の規定にかかわらず、定年に達したことにより退職した者又はこれに準ずる理由で退職した者で市長が特に必要と認めたもののうち勤続年数が20年未満であるものに対する退職手当の基本額は、退職した日におけるその者の給料月額に、その者の勤続年数を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を合計して得た額とする。

- (1) 10年以下の期間については、1年につき $\frac{100 \text{ 分の } 95}{100 \text{ 分の } 100}$
- (2) 11年以上19年以下の期間については、1年につき $\frac{100 \text{ 分の } 11}{100 \text{ 分の } 11}$
 $\frac{5.5}{0}$

（第3項省略）

横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

附 則

（第1項から第6項まで省略）

（退職手当に関する経過措置）

- 7 職員が施行日以後平成31年3月31日までの間に新制度適用職員（職員であって、その者が施行日以後に退職することにより第5条の規定による改正後の横浜市退職手当条例（以下「新退職手当条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日における給料月額並びに同日までの勤続年数及び基礎在職期間（第5条の規定による改正前の横浜市退職手当条例（以下「旧退職手当条例」という。）第8条の2第2項（第6条の規定による改正前の横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第22項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する基礎在職期間をいう。）を基礎として、旧退職手当条例第6条から第9条までの規定により計算した退職手当の額が、横浜市退職手当条例第6条から第9条までの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。この場合において、旧退職手当条例第7条第1号中「100分の52.2」とあるのは「100分の50.2」と、同条第2号中「100分の121」とあるのは「

100 分の 118.5」と、同条第 3 号中「100 分の 220」とあるのは「100 分の 200」と、同条第 4 号中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 142」と、同条第 5 号中「100 分の 105」とあるのは「100 分の 102」と、同条第 6 号中「100 分の 92.7」とあるのは「100 分の 78.95」と、旧退職手当条例第 8 条第 1 項第 1 号中「100 分の 150」とあるのは「100 分の 139.97」と、同項第 2 号中「100 分の 148.9」とあるのは「100 分の 134」と、同項第 3 号中「100 分の 150」とあるのは「100 分の 160」と、同項第 4 号中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 150」と、同項第 5 号中「100 分の 110」とあるのは「100 分の 82.8」と、同条第 2 項第 1 号中「100 分の 100」とあるのは「100 分の 95」と、同項第 2 号中「100 分の 110」とあるのは「100 分の 115.5」とする。

(第 8 項及び第 9 項省略)

横浜市 の 県 費 負 担 教 職 員 に 係 る 給 与 負 担 等 に 伴 う 横 浜 市
立 学 校 の 教 職 員 の 給 与 、 勤 務 時 間 そ の 他 の 勤 務 条 件 の 整
備 等 に 関 す る 条 例 (抜 粋)

(上 段 改 正 案
下 段 現 行)

附 則

(第 1 項から第 13 項まで省略)

(退職手当に関する経過措置)

- 14 第 12 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 退 職 手 当 条 例 (以 下 「 新 退 職 手 当 条 例 」 と い う 。) 第 2 条 第 9 号 に 掲 げ る 職 員 (附 則 第 3 項 、 第 5 項 又 は 第 6 項 の 規 定 に よ る 給 料 を 支 給 さ れ る 職 員 に 限 る 。 以 下 こ の 項 及 び 次 項 に お い て 「 現 9 号 職 員 」 と い う 。) が 施 行 日

以後平成34年3月31日までの間に新制度適用職員（現9号職員であって、その者が施行日以後に退職することにより新退職手当条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下この項及び次項において同じ。）として退職した場合において、当該退職した日における横浜市退職手当条例第6条から第9条までの規定（以下これらの規定を「新計算規定」という。）により計算した退職手当の額、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日における給料月額並びに同日までの勤続年数及び基礎在職期間（第12条の規定による改正前の横浜市退職手当条例（以下「旧退職手当条例」という。）第8条の2第2項（横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年3月横浜市条例第18号）附則第22項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する基礎在職期間をいう。）を基礎として、旧退職手当条例第6条から第9条までの規定（以下これらの規定を「旧計算規定」という。）により計算した退職手当の額及び横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年11月横浜市条例第70号）附則第7項の規定により支給すべきものとされた退職手当の額（その者が同項の規定の適用の対象となっている現9号職員である場合に限る。）のうち、最も多い額を、新計算規定、旧計算規定又は同項の規定にかかわらず、その者に支給すべき新計算規定による退職手当の額とする。この場合において、旧退職手当条例第7条第1号中「100分の52.2」とあるのは「100分の50.2」と、同条第2号中「100分の121」とあるのは「100分の118.5」と、同条第3号中「100分の220」とあるの

は「100分の200」と、同条第4号中「100分の140」とあるのは「100分の142」と、同条第5号中「100分の105」とあるのは「100分の102」と、同条第6号中「100分の92.7」とあるのは「100分の78.95」と、旧退職手当条例第8条第1項第1号中「100分の150」とあるのは「100分の139.97」と、同項第2号中「100分の148.9」とあるのは「100分の134」と、同項第3号中「100分の150」とあるのは「100分の160」と、同項第4号中「100分の130」とあるのは「100分の150」と、同項第5号中「100分の110」とあるのは「100分の82.8」と、同条第2項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の95」と、同項第2号中「100分の110」とあるのは「100分の115.5」とする。

(第15項から第19項まで省略)

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（抜粋）

$$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現行} \end{array} \right)$$

(退職手当)

第9条 (第1項省略)

- 2 前項の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額に市長等としての在職期間の月数（当該月数に1月未満の端数がある場合には、これを1月とする。）を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、特別の事由があると認められるときは、市長及び副市長の退職の日から3月以内に市会の議決をもって市長及び副市長の退職手当の額を減額することができる。

- (1) 市長 $\frac{1,000 \text{ 分の } 448}{1,000 \text{ 分の } 464}$
 - (2) 副市長 $\frac{1,000 \text{ 分の } 345}{1,000 \text{ 分の } 357}$
 - (3) 教育長及び常勤の監査委員 $\frac{1,000 \text{ 分の } 121}{1,000 \text{ 分の } 125}$
- (第3項から第6項まで省略)